



「叱られる権利」「叱る義務」は無いの？

○日本は1994(H6)年に「児童の権利に関する条約」を批准しました。この「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を基本理念として2016(H28)に改正児童福祉法が成立しました。この法律では、第一条で「すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、その健やかな成長及び発達を等しく保障される権利を有する」と定め、第二条では「社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めること」とされました。2020(R2)年の児童福祉法改正では「親などによる体罰の禁止」が明示され、2022(R4)年の民法改正では「親権を行うものの懲戒権」が削除されました。昭和の時代に学生時代を、そして那須学園で「先生」時代を生きてきた私には、これらの法律改正は「遅すぎる」と感じられました。私は小学校で友人が受ける体罰を見せられ、中学校では私自身が理不尽な体罰を受け、逆に那須学園では「やらなければ非行少年たちに舐められる」と無理して体罰を行ったこともありました。断っておきますが、那須学園では2008(H20)年以降、体罰は一切無くなっています。

私は「叱られること」「叱ること(特に体罰)」が苦手でした。違反行為を繰り返す非行少年を相手にした那須学園での先生生活は当初悲惨なものでした。いじめや喫煙、逃走(「無断外出」と称した)する子どもたちに、先輩の真似をして体罰で矯正を図ろうとしましたが、全く効きません。転機は我が子を持ったことです。親になって子育てをしていく中で、子育ての大変さを実感し、子の間違いや成長を直に見て、自分の生き方が問われたのです。無理して体罰することを止めました。自分の子どもと同じように那須学園に入所している少年に接しました。少年たちも少しずつ変わってくれました。

今は「褒める指導」が主流だと思います。私も賛成です。子どもたちをやる気にさせるのは得意です。ただ、同時に「ダメなものはダメ」「許せないことは許せない」としっかり叱ることも必要だと思うのです。言葉で伝えるだけではなく、自傷する子の体を押さえつけて制止したり、暴れる子を羽交い絞めにして制止したりしたこともあります。真剣に子どもたちと向き合い、真剣に自分の言葉で伝えていくことが大切であることを、那須学園の子どもたちは教えてくれました。「子どもの意見を尊重する」のは「ゲームを一日中やっていたい」という意見を尊重することでしょうか。それでは「健やかな成長、発達を保障する権利」を侵害してしまいます。子どもたちに「叱られる権利」は無いのでしょうか。そして大人に「叱る義務」は無いのでしょうか。毎年少なくなっていく子どもたち一人ひとりとはこれからの日本にとって、大切な宝なのです。

私が高3の時にとりわけ印象に残っている出来事があります。12月のホームルームで飲食物を持ちよって「クリスマス会」をしました。翌朝のショートホームルームで険しい表情のK担任が言いました。「昨日の会でシャンパンを持ってきたものがある。昨日はみんなが楽しんでいる時間だったから言わなかった。俺は許せない。君たちは高3だ。その歳になったら、今どこにいるのか、何をして良いのかいけないのか、分からなければいけない。持ってきた者は前に出てこい」。一人の男子生徒が前に出ました。同時に「俺も飲みました」と数人の生徒が名乗り出ましたが、「お前らはいい。持ってきた者が悪い」と言い「俺はお前を殴る、奥歯を噛め」とクラスの生徒全員の前で彼の頬を殴りました。今では許されないことでしょう。しかし、大人の自覚を持たなければならない、と強く感じた出来事でした。文句を言うものは一人もいませんでした。「さあ、授業を始める。Let's begin!」いつも通りの英語の授業が始まりました。

今回は“法”について触れました。日本は法治国家ですから、様々な“法”によって守られ、縛られています。私は「権利」と「義務」は一体だと思うのです。「権利」が声高に叫ばれる時代に「自己責任」という言葉が「義務」に代わって「権利」と一体になった気がします。「権利はあるけど後は自己責任ね」で良いのかな……